

# くろもり会 会則

- 第1条 名称 本会はくろもり会という。
- 第2条 事務所 本会の事務所は、おおぐろの森小学校に置く。
- 第3条 目的 本会は、保護者と学校職員が協力して、家庭と社会と学校における児童の幸福な成長を支援することを目的とし、併せて会員相互の親睦と教養の向上を期することを目的とする。
- 第4条 活動 本会は次の活動を行う。
- 1 児童を取り巻く様々な環境の改善に努める。
  - 2 児童の教育をより良くするための保護者と学校職員との会議を持つ。
  - 3 会員の教養の向上や親睦に必要と認める講演会や講習会の開催や開催のを支援を行う。
  - 4 その他必要と認める事業を行う。
- 第5条 方針 本会は次の方針に従って活動する。
- 1 入会・退会自由の任意団体である。
  - 2 会員への連絡は原則として学校を通じて行い、本会が会員全員の住所電話番号やメールアドレス等を管理することはしない。
  - 3 児童の教育及び福祉の向上を図る活動する公共団体及び機関と必要に応じて協力する。
  - 4 営利を目的とするような行為をしない。
  - 5 特定の政党や宗教への支持・反対をしない。
  - 6 公の選挙において特定の人の支持・反対をしない。
- 第6条 会員 本会の会員は次の通りとし、別に定める会費を納入する。また、会員は平等の権利と義務と責任を持つ。
- 1 本校に在籍する児童保護者。
  - 2 本校に勤務する教職員。
- 第7条 組織 本会は次の運営チームを置く。選出は別途の規定による。各リーダーが選出されない場合や業務の遂行が難しい人数の場合は、くろもり会の運営を一時休止する。
- |         |                    |
|---------|--------------------|
| くろもリーダー | 3名～8名程度（学校職員1名を含む） |
| はたふリーダー | 3名～5名程度            |
- 第8条 任期 運営チームの任期は1年とし、再任は妨げない。各リーダーが任期中途欠員になった場合の補充は、必要に応じて運営チームが行う。

## 第9条 任 務

運営チームの任務は次の通りとする。

### くろもリーダー

- ・くろもり会運営の中心となる。
- ・保護者の代表として、保護者の立場で学校と様々な協議や相談を行う。
- ・保護者の代表として、入学式や卒業式で挨拶を行う。
- ・くろもり会の会計や入出金、予算作成・決算を行う。
- ・会費を管理する。
- ・本校保護者代表として学校行事の来賓となったり、くろもり会の運営に必要と判断した地域や市の行事等に参加したりする。
- ・会員から持ち込まれた、児童・保護者のための行事や文化行事の実施検討や支援を行う。

### はたふリーダー

- ・旗当番等、児童の登下校の見守り活動運営の中心となる。
- ・旗当番を募集し、旗当番表を作成する。
- ・本校児童の通学路の安全対策について、充実を図る。
- ・本校児童の通学の安全に必要と判断した地域や市の行事等に参加する。

## 第10条 会 議

本会を運営するため、次の会議を開く。議決は特定した場合を除き、出席者の過半数とする。可否同数の場合は議長が決する。

- 1 総会
- 2 運営チーム各リーダー会

## 第11条 総 会

- 1 全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。定期総会は年1回とし、くろもリーダーが招集する。また、必要に応じて、臨時に招集・開催することができる。
- 2 総会は、会員の二分の一以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
  - ・年度の事業計画
  - ・年度の会計予算
  - ・運営チームの承認
  - ・年度の事業報告の承認
  - ・年度の会計決算報告の承認
  - ・会則の承認、改廃の承認
  - ・その他必要な事項

## 第12条 運営チーム各リーダー会

各リーダーは必要に応じてリーダー会を行い、本会運営上の業務、連絡調整をするとともに、学校との情報・意見交換や相談を行う。

## 第13条 学校長

校長は学校経営の責任者として、全ての会議に参加し、意見を述べることができる。

- 第 14 条 会 計
- 1 本会の活動に要する経費は会費及びその他の収入をもってあてる。会費は定期総会で決定する。
  - 2 会費は年度ごとの扱いとする。転出入に関しても同様とする。
- 第 15 条 経 理
- 本会の収支は、総会において議決された予算案に基づいて行われる。
- 第 16 条 決算
- 本会の決算は会員への公開を経て総会に報告され、その承認を得なければならない。
- 第 17 条 年度
- 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

## 運営チーム選出規定

- 第1条 本規定は、くろもり会運営チームの選出に関わる事項を定める。
- 第2条 本規定におけるくろもり会運営チームとは、くろもリーダー、はたふリーダーをいう。
- 第3条 くろもり会運営チームは、会員自身の立候補によってのみ選出の対象となる。地区や学級学年での持ち回り、くじ引き、ポイント制などでの強制は行わない。
- 第4条 くろもリーダーは3名から8名程度、はたふリーダーは3名から5名程度を総会までに選出し、立候補者の人数や状況に合わせて仕事や役割の分担を行う。
- 第5条 次年度のくろもり会運営チーム選出の事務作業はくろもリーダーが行う。
- 第6条 くろもり会運営チームへの立候補者が多数の場合、立候補者の意見を尊重しながら、くろもリーダーが調整にあたる。
- 第7条 繰り返しの呼びかけにも拘わらずくろもり会運営チームが選出されない場合や、業務の遂行が難しい人数の場合は総会に諮り、次年度のくろもり会の運営を一時休止する。